

2024
October
10

No.896

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

- 日本年金機構
 - ・ 令和6年度 年金委員・健康保険委員研修会の開催について
 - ・ 社会保険適用促進手当とは？
- 全国健康保険協会 佐賀支部
 - ・ 今から使おう！マイナ保険証
 - ・ 健康への第一歩は健診から！
- 佐賀県社会保険協会
 - ・ 社会保険事務講習会のご案内
 - ・ 東京ディズニーランド・東京ディズニーシー入園料助成のご案内
 - ・ 年金相談窓口開設カレンダー等
 - ・ 令和7年「健康づくりカレンダー」のお申込み受付中です！



地方創生に向けた「大学等への経営者層の講師派遣事業（佐賀大学）」



令和6年3月



新入社員・若手社員のためのビジネスマナー研修会風景

会員事業所 information

佐賀県経営者協会

～ 魅力ある企業づくりを支援 ～

佐賀県経営者協会（会長 戸上信一（株）戸上電機製作所 代表取締役社長）は1948年（昭和23年）1月に県内民間企業経営者有志により設立されました。

終戦後、占領政策の一環として労働組合の組織化が推奨され、法的な裏付けにより燎原の火の如き勢いをもって、労働運動が激化の一途をたどり、強固な組織力と団結力とを結集して頑強な闘争を続けるに至り、一方的な労働攻勢を身をもって体験した経営者が、労働運動の調査研究とこれが対策を樹立するために、各地及び各業種で経営者団体が設立され、本協会が設立された翌年に日本経営者団体連盟（日経連）が結成されました。

佐賀県経営者協会は上記の目的達成の他、広く社会経済に対する企業経営者の意見開陳等を行ってきた他、国・県等の各種審議会委員、特に集団的な労使紛争を専門に扱う県労働委員会使用者委員を推薦するなど、県内における労使関係の安定に寄与してきました。

その後、経済社会情勢の変化に伴い、労使紛争の個別化や各種法令変更に伴う実務的な対応策を研究してきた他、「企業は人なり」の言葉通り、企業経営で重要性の増す人材育成に注力してまいりました。また、社会問題化しているハラスメント防止に関する支援や人材確保支援等、「魅力ある企業づくり」に向け、積極的に活動を展開しています。

所在地：佐賀市天神3丁目2番23号

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL：0952-26-3171 FAX：0952-26-3377

URL：<https://www.syahokyo-saga.or.jp/>

佐賀県社会保険協会

検索



令和6年度 年金委員・健康保険委員研修会の開催について

	管 轄	実 施 日	会 場
1	佐 賀	令和6年11月21日(木) 13:30~16:30 (表彰式含む)	アバンセ ホール 佐賀市天神三丁目2-11 TEL 0952-26-0011
2	佐 賀	令和6年11月28日(木) 14:00~16:00	サンメッセ鳥栖 鳥栖市本鳥栖町1819 TEL 0942-84-2121
3	唐 津	令和6年11月7日(木) 14:00~16:00	唐津市文化体育館 第1~3会議室 唐津市和多田大土井1-1 TEL 0955-73-2888
4	唐 津	令和6年11月13日(水) 14:00~16:00	伊万里市生涯学習センター別館 第3学習室 伊万里市松島町73-1 TEL 0955-22-1262
5	武 雄	令和6年11月15日(金) 14:00~16:00	武雄市北方公民館ホール 武雄市北方町大崎2217 TEL 0954-36-2515

※研修内容につきましては、佐賀・唐津・武雄年金事務所および全国健康保険協会佐賀支部より、年金委員・健康保健委員の皆様へ改めてご案内いたします。

年金委員の推薦をお願いします！



年金委員とは、政府が管掌する厚生年金保険および国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

年金委員は、年金制度について広く国民の皆さまに知っていただくとともに、制度への理解と信頼を深めていただくため、会社や地域においての普及・啓発活動を行っていただくために設置されました。

年金委員の
メリット

1 年金制度改正のお知らせ

定期的なお知らせで、制度改正情報をご案内します。

2 研修会への無料参加

年金委員限定の研修会に参加できます。

3 表彰制度

活動の功績に対して表彰制度があります。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所総務調整課 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所総務課 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所総務課 TEL0954-23-0121
- 全国健康保険協会佐賀支部 TEL0952-27-0611

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和6年10月分保険料の納付期限は令和6年12月2日(月)です。

社会保険適用促進手当とは？

短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するに当たり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給するもの

- 労働者の保険料負担を軽減するために、事業主の判断で労働者に支給するものであり、政府から支給されるものではありません。
- 支給のタイミングや支給方法は事業主の判断で決定するため、社会保険料の支払開始の1～2か月後から手当が支給される場合や、数か月分をまとめて支給される場合もあります。

標準報酬月額・標準賞与額の算定除外の取扱い

- 「年収の壁・支援強化パッケージ」の取組として、この社会保険適用促進手当は社会保険加入に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料計算の基礎となる標準報酬月額や標準賞与額の算定に考慮しない取扱いとなります。

対象者

- 標準報酬月額が10.4万円以下の方が対象となります

算定除外する手当の上限額

- 社会保険加入に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額が上限となります

算定除外の期間

- 最大2年間となります

事例



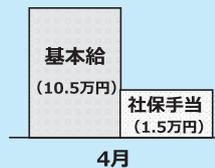
<令和6年4月から短時間労働者として社会保険に加入>
・厚生年金保険の被保険者数が100人超の適用事業所（全国健康保険協会管掌、東京都）
・パート勤務（週20時間以上）、40代（介護保険第2号被保険者該当）

令和6年4月からの給与 ▶ 基本給 月10.5万円、社会保険適用促進手当 月1.5万円

- 本人負担分の保険料相当額

【保険料額表】

標準報酬月額	報酬月額	全国健康保険協会管掌 健康保険料 (介護保険第2号被保険者該当)		厚生年金保険料	
		11.58%		18.3%	
		全額	折半額	全額	折半額
104,000	101,000円以上～107,000円未満	12,043.2	6,021.6	19,032.00	9,516.00



本人負担分の保険料相当額
(上限) 15,538円

- 標準報酬月額
 - ① 社会保険適用促進手当（1.5万円）は本人負担分の保険料相当額（15,538円）を超えないため、基本給（10.5万円）で標準報酬月額を算定する ▶ 標準報酬月額10.4万円
 - ② ①で算定した標準報酬月額が10.4万円以下のため算定除外の対象となる
- 被保険者資格取得届
被保険者資格取得届の報酬月額は社会保険適用促進手当を除き、基本給（10.5万円）で届出する

お問い合わせ先

●各年金事務所 厚生年金適用調査課



マイナンバーカードを健康保険証として利用できます 今から使おう! マイナ保険証

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

- ◆ 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- ◆ 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- ◆ 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に!

- ◆ マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- ◆ 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- ◆ 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- ◆ 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、お申込みが必要です

以下から選択

✓ **医療機関で**

医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます

✓ **スマホから**

下記3つを準備

- 1 マイナンバーカード
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ
- 3 アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル

iPhone Android

マイナポータルにログイン

アプリ「マイナポータル」のインストール

ログイン後、画面を下にスクロールし、青色のイラストの「健康保険証」を押す

✓ **セブン銀行ATMで**

必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面
マイナンバーカードでの手続き*

健康保険証利用の申込み

※ATMの機種によっては「各種お手続き」

- ・利用申込みが完了しましたら、マイナポータル上で登録状況のご確認をお願いします。
- ・「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」等に関するお問い合わせは、協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル **0570-015-369** (8:30~17:15 土日祝日を除く) にお問い合わせください。

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません

※発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最大1年間、従来通り使用できるよう経過措置が設けられます。

令和6年12月末をもって協会けんぽ申請用紙の年金事務所への設置を終了します

現在、県内の年金事務所に設置している協会けんぽ申請用紙は、12月末をもって設置を終了します。協会けんぽの申請用紙は、ホームページからの印刷やコンビニエンスストアにあるマルチコピー機から印刷(申請書ネットプリント)することができます。詳しくは以下からご覧ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g2/>



※申請用紙の郵送をご希望の場合は、協会けんぽ佐賀支部までお問い合わせください。



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!



健康への第一歩は健診から!



健診で変身

健診に行きマッスル!

健診を受けた後の行動を大切に!

健診

異常なし
引き続き毎年健診に行きマッスル!

生活習慣の改善
保健指導を受けに行きマッスル!

医療機関へ受診が必要
医療機関へ早期受診に行きマッスル!

毎年の健診受診を!



毎年健診を受診して、健康体を続けよう!

生活習慣病予防健診編



保健指導を利用しましょう!

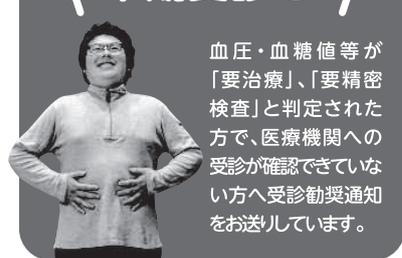


メタボリックシンドロームのリスクのある40~74歳までの方を対象に、健康づくりの専門家である保健師等が寄り添ってサポートします。

保健指導編



医療機関へ早期受診を!



血圧・血糖値等が「要治療」、「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できていない方へ受診勧奨通知をお送りしています。

受診勧奨通知編



全国健康保険協会
協会けんぽ
佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル

お問い合わせ先

☎0952-27-0611

受付時間/平日8:30~17:15

もっと詳しく情報を
知りたい方は

コチラ
→





令和6年度 社会保険事務講習会のご案内

『ライフステージにおける社会保険・労働保険』

社会保険事務担当者や若年従業員の方を対象に、入社後における様々な場面で知っておきたい基礎的な制度や必要な手続きなどについて学びます。【初級編】

【講師は変更となる場合があります】

会場	日時	場所	講師
佐賀会場	令和6年10月16日(水)	メートプラザ佐賀 (佐賀市兵庫北3-8-40)	横田 弘美 特定社会保険労務士
鹿島会場	令和6年10月17日(木)	鹿島市生涯学習センターエイブル (鹿島市大字納富分2700-1)	中村 好江 特定社会保険労務士
鳥栖会場	令和6年10月18日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	横田 弘美 特定社会保険労務士
唐津会場	令和6年10月29日(火)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	島崎 恵理 社会保険労務士

対象者

社会保険事務担当者や
若年従業員の方

テキスト

「ライフステージにおける
社会保険・労働保険」



目次

1	社会保険・労働保険の事務手続年度スケジュール (例) …… 1
2	入社するときに知っておくこと …… 2
3	社会保険料等を徴収するときのルール …… 4
4	キャリアアップを考えている人への助成 …… 6
5	離職や通勤途中でけがをしたときには …… 8
6	傷病で働けなくなったときの給付金給付 (傷病手当金制度の概要) …… 12
7	障害の状態になったときに受給できる年金 …… 14
8	結婚あるいは離婚したときの手続きなど …… 16
9	妊娠・出産したときに利用できる制度 …… 18
10	育児と仕事の両立のために利用できる制度 …… 20
11	2つ以上の事業所に勤務することになった場合には …… 24
12	短時間労働者と社会保険 …… 27
13	有期契約労働者と社会保険 …… 30
14	誕生日の年齢(40歳・45歳・70歳・75歳)になったときの制度変更 …… 32
15	介護と仕事の両立のために利用できる制度 …… 34
16	退職後の医療保険をどう選ぶか …… 36
17	転職に伴うさまざまな手続き …… 38
18	失業等給付の受給要件 …… 40
19	定年後の継続雇用とは …… 42
20	老後の年金の受給 …… 44
21	介護保険のサービスと手続き …… 46
22	本人が死亡したときに遺族が受け取れるもの …… 48
23	会社が行う手続き一覧 …… 50
24	被保険者(本人)が行う手続き一覧 …… 52

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

● 募集定員 佐賀…50名 鳥栖・唐津・鹿島…30名

● 参加費 会員事業所は無料
(但し、非会員事業所及び令和6年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

● 申込方法 ホームページよりお申込み下さい。

佐賀県社会保険協会

検索

お申し込み後、登録されたメールアドレスに受講通知(申込完了)のメールが届きますので、講習会当日、メールの画面を印刷してご持参ください。



なお、定員が上限に達している場合や今年度の会費の入金が確認できない場合は、当協会よりご連絡いたします。

また、メールが届かない場合は、お手数ですが当協会までご連絡をお願いします。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

事務講習会のお申し込み方法は
ホームページからのみとなりますのでご注意ください。



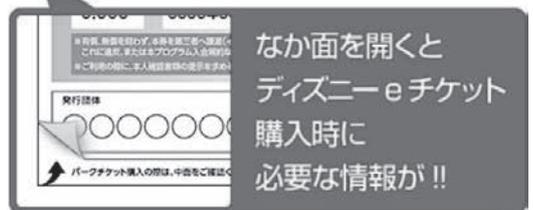
東京ディズニーランド・東京ディズニーシー 入園料助成のご案内

「コーポレートプログラム利用者用サイト」

詳細はこちらでご確認ください >>> >>>



東京ディズニーリゾートでは、変動価格制を導入しています。また、状況によりましては、営業中止または営業時間の短縮や入場制限の実施等が行われる場合がありますので、チケット購入の際やご利用前には、必ず東京ディズニーリゾート・オフィシャルウェブサイトをご確認ください。



利用期間 令和6年11月中旬～令和7年3月末

利用場所 千葉県浦安市 **東京ディズニーランド・東京ディズニーシー**

助成金額 1枚につき1名様 **1,000円** (1人につき1回、1枚限り有効となります)

申込資格 令和6年度社会保険協会費納入済みの当協会会員事業所様

利用対象 上記事業所の「被保険者」および「被扶養者」の方

申込方法 下記の「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券申込書」により、佐賀県社会保険協会あてファックスでお申し込みください。
※予定枚数到達後にお申込みいただいた場合は、当協会よりご連絡します。

申込受付 令和6年10月7日(月)より受付開始

※配付予定枚数に到達次第、終了となります。
※利用券は、令和6年度会費納入を確認後、事業所様経由で申込者様あてに11月中旬以降順次送付します。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 **佐賀県社会保険協会**
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



FAX番号 0952-26-3377

(申込日 令和 年 月 日)

東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券申込書			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
申込枚数	※申込者1名につき、2枚まで申込み可 枚	申込者名	

※申込書にご記入いただきました情報は、本事業の運営以外の目的には使用いたしません。

令和6年11月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
					1 伊万里市役所 (予約)	2
3	4	5 鹿島市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	6 多久市役所 (予約)	7	8 伊万里市役所 (予約)	9 年金事務所 休日相談日 (予約)
10	11 年金事務所 延長相談 19時まで	12 基山町役場 (予約)	13 有田町役場 (予約)	14	15 伊万里市役所 (予約)	16
17	18 年金事務所 延長相談 19時まで	19 鹿島市役所 (予約)	20 多久市役所 (予約)	21	22 伊万里市役所 (予約)	23
24	25 年金事務所 延長相談 19時まで	26 基山町役場 (予約)	27	28	29 伊万里市役所 (予約)	30 年金の日 年金事務所 休日相談日 (予約)

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日および年金の日の休日相談については予約制です。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
	第2・4火曜日 10:00～16:00	
基山町役場	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
鹿島市役所	第2水曜日 10:00～15:00	
有田町役場		

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

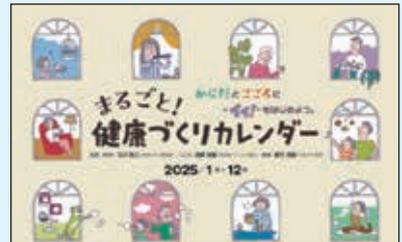
予約申込先
「予約受付専用電話」
☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
☎03-6631-7521 (一般電話)
受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

佐賀県社会保険協会

令和7年『健康づくりカレンダー』のお申込み受付中です!

≫≫申込受付期間 9月2日(月)～10月18日(金)

昨年度、ご好評いただいた「健康づくりカレンダー」につきまして、今年度も以下の条件により、ご希望の事業所様に対して配付しますので、下記申込書により期限までにお申し込みください。



- ★令和6年度会費納入済み事業所
- ★1事業所1部のみ無料 ※2部以上申し込む場合は1部あたり300円(税込み)
⇒2部以上ご希望の場合は、別途、当協会までご連絡ください。
- ★申込み多数の場合は先着順により300事業所まで

※お申込みはファックスのみで受け付けます。 **FAX番号 0952-26-3377**

令和7年 『健康づくりカレンダー』 申込書		
整理番号	宛名シールの左下の番号 おわかりになる範囲で結構です。	申込日 令和 年 月 日
事業所名		ご担当者名
事業所所在地	〒	事業所電話番号 () —

※申込書にご記入いただきました情報は、健康カレンダー送付以外の目的には使用いたしません。